

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）による改正前の児童扶養手当法をいう。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格認定処分取消処分及び児童扶養手当認定請求却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、平成30年1月18日付けで請求人に対してした児童扶養手当資格認定処分取消処分（以下「本件取消処分」という。）及び児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件却下処分」といい、本件取消処分と併せて「本件各処分」という。）について、いずれもその取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- 1 本件認定請求時から昨年3月までは、全ての資格要件を満たしていた。なぜ過去に遡り認定を取り消されるのか。不正なことは何も行っていな

い。なぜ、〇〇市や年金事務所は、公的年金受給者は手当を受けることができないことを説明してくれなかったのか。説明があれば年金請求はしなかった。

2 年金が遡って認定されるのは、本人の考えでない。年金が遡った場合、同時にいただいている手当は過去の時点に遡って市役所で取消処分を受け、その結果、金銭の請求を自動的にされる。本来、遺族年金の権利と児童扶養手当は主旨が違う。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月15日	諮問
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項1号は、都道府県知事及び市長等（以下「市長等」という。）は、父母が婚姻を解消した児童の母がその児童を監護するとき等において、その母等に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給するとし、同条2項2号は、同条1項の規定にかかわらず

ず、児童が、父又は母の死亡について支給されている公的年金給付（法3条2項参照）を受けることができるとき（ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、当該児童については手当を支給しないとしている。

- (2) 法6条1項は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長等の認定を受けなければならないとしている。
- (3) 法28条1項は、手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市長等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならないとし、厚生労働省令である法施行規則4条1項は、受給者は、児童扶養手当現況届に必要な書類を添えて、毎年8月1日から31日までの間に、これを市長等に提出しなければならないとしている。
- (4) 法29条1項は、市長等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができるとしている。
- (5) 法施行規則17条1項は、市長等は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めたときは、児童扶養手当認定請求却下通知書を請求者に交付しなければならないとし、〇〇市児童扶養手当事務取扱規則8条は、〇〇市長は、受給者について、法施行規則11条の児童扶養手当資格喪失届の提出がない場合においても、公簿等によって法4条に定める手当の支給要件に該当しなくなつたと認めるときは、職権で当該受給者に係る受給資格の認定を取り消さなければならないとしている。

2 これを本件についてみると、法4条2項2号は、同条1項の規定にかかわらず、児童が、父又は母の死亡について支給されている公的年金給付を受けることができるとき（ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、当該児童については手当を支給しないとしているところ（上記1・(1)）、処分庁は、本件現況届及び本件各年金証書により、請求人が本件認定請求の時点（平成21年8月7日）において、本件児童らが各自、本件各遺族年金の受給権を取得（平成21年3月）し、本件各遺族年金の全額が支給停止されていなかったことから、法4条2項2号に規定する手当の支給要件に該当しないことが判明したとして、本件認定処分を取り消すために本件取消処分を行うとともに、本件認定請求に対して、本件却下処分を行ったものと認められる。

したがって、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3・1）のとおり主張する。

しかし、上記2のとおり、本件児童らが各自、平成21年3月に本件各遺族年金の受給権を取得したことに伴い、請求人は本件認定請求時（平成21年8月7日）において手当の支給要件に該当していなかったといわざるを得ないことから、処分庁は、〇〇市児童扶養手当事務取扱規則8条の規定に基づき、本件手当の受給資格の認定を本件認定請求時に遡って取り消したものであって、本件各処分は、請求人が本件認定請求において不正を行ったからではない。

そして、処分庁が、請求人に対して本件手当の受給資格の認定に際して交付した本件手当証書の裏面には、「手当の支給対象児童が公的年金・遺族補償等を受けることができるようになったとき、（中略）お届けください。」との記載があり、手当の受給者へ必要な事項や手続について周知していること、処分庁が、本件児童らが本件各遺族年金を受給している可能性があることを知り得たのは、請求人が本件認定請求を行った時（平成21年8月7日）ではなく、請求人から本件現況届の提出を

受けた時（平成29年8月15日）であることが認められる。

したがって、請求人の上記主張をもって本件各処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 また、請求人は、上記（第3・2）のとおり主張する。

請求人の上記主張を、児童扶養手当と公的年金の併給制限を定めた法令の規定に不備があるとして、その是正を求める立法論又は政策論であると解したとしても、そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令（具体的には前述の1に引用した法令）を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件各処分の取消理由とすることはできないというほかない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来